

令和 5 年度浦安市教育委員会 3 月臨時会会議録

浦安市教育委員会

令和5年度浦安市教育委員会3月臨時会

- I. 日 時 令和6年3月26日(火)  
開 会 午後3時00分  
閉 会 午後3時48分
- II. 場 所 文化会館3階 中会議室
- III. 進 行 教 育 長 鈴木忠吉
- IV. 出席委員 教育長職務代理者 宮道 力  
委 員 宮澤 ミシェル  
委 員 吉野 則子  
委 員 影山 純二
- V. 出席説明者 教 育 次 長 田中 健一  
教 育 総 務 部 長 榎 伸一  
教 育 総 務 部 次 長 鈴木 明美  
教 育 総 務 課 長 宇田川 順子  
教 育 施 設 課 長 泉澤 一欽  
教 育 施 設 課 主 幹 内山 達夫  
学 務 課 長 落合 幸一郎  
指 導 課 長 石川 三佳  
指 導 課 主 幹 勝田 紀仁  
千鳥学校給食センター所長 平林 俊明  
生涯学習部長 町山 幹男  
生涯学習部次長(高洲公民館長) 北嶋 純代  
生涯学習課長(青少年センター所長) 福島 靖  
生涯学習課主幹 島本 まり子  
市民スポーツ課長 本川 昇

郷土博物館長	島村嘉一
中央公民館長	北村章代
美浜公民館長	船橋紀美江
当代島公民館長	佐藤良平
日の出公民館長	高梨修一
中央図書館長	森田志織

VI. 傍聴人 3名

## VII. 案 件

### 第1. 審議事項

議案第1号 浦安市教育委員会管理職の任命について

議案第2号 浦安市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 浦安市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第4号 浦安市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第5号 浦安市いじめ対策調査委員会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第6号 浦安市いじめ防止基本方針の改定(案)について

議案第7号 「浦安市いじめ防止基本方針」の点検・評価(令和5年度)について

議案第8号 公文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

議案第9号 浦安市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について

議案第10号 浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第11号 浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(令和5年教育委員会規則第3号)の一部を改正する規則の制定について

議案第12号 浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(令和5年教育委員会規則第13号)の一部を

改正する規則の制定について

議案第 13 号 浦安市球技場等管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 14 号 浦安市運動公園陸上競技場管理規則の一部を改正する規則の制定に  
ついて

## 第 2. その他

開 会 (午後 3 時00分)

鈴木教育長 本日は年度末の大変お忙しい中、また、足元の悪い中、出席いただいた。

影山委員はゼミの学生さんの合宿中ということで勝浦のほうからオンラインでの参加で、また、宮道委員は岡山大学から同様にオンラインで参加いただいている。

これより令和 5 年度浦安市教育委員会 3 月臨時会を始める。

議事に入る前に、あらかじめお諮りする。

議事の第 1. 審議事項の議案第 8 号については、浦安市教育委員会会議規則第 20 条ただし書の規定により非公開として取り扱うことよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ありがとうございます。承認いただいたので、議事の第 1. 審議事項の議案第 8 号については、議事の第 2. その他の後に非公開で取り扱うこととする。

それでは、議事の第 1. 審議事項に移る。

議案第 1 号 浦安市教育委員会管理職の任命についてを議題とする。

事務局より説明を求める。

榎教育総務部長 本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 3 号の規定により、浦安市教育委員会管理職の任命に関して本委員会での承認をお願いするものである。

令和 6 年 4 月 1 日付、人事異動に関する教育委員会管理職の配置については、参考資料のとおりとなっている。

鈴木教育長 ただいま説明がなされた議案第 1 号について質疑を行う。よろしいか。

それでは、これより議案第1号の採決を行う。

議案第1号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 異議がないので、議案第1号 浦安市教育委員会管理職の任命については承認された。

次に、議案第2号 浦安市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とする。

事務局より説明を求める。

榎教育総務部長 本案は、浦安市教育委員会職員の補職名を新たに追加するため、所要の改正を行うものである。

参考資料(議案第2号)、新旧対照表を御覧ください。別表の補職名の欄中、副参事の次に技監を加えるものである。

なお、この改正は令和6年4月1日から施行するものである。

鈴木教育長 ただいま説明がなされた議案第2号について質疑を行う。

そもそも技監とは何か。

榎教育総務部長 例えば、土木であったり建設であったり技術的な事項を総括して管理、遂行する職ということである。

鈴木教育長 私の知る限りでは、初めて聞く気がする。

宮澤委員 今まで聞いたことがない。なぜ今なのか。必要だからなのだろうが、その辺の説明がいたただけたらと思う。

榎教育総務部長 こちらは教育委員会に限ったことではなくて、市長部局のにもこの補

職が追加されている。更新の時期を迎えている施設というものが大変多く、また、技術職がここのところ少し減ってきているので、そういったところも踏まえて総括的に管理できる方を置くという考えである。

宇田川教育総務課長 現在学校やスポーツ施設、公民館などの施設はそれぞれ各所属で管理しているところであるが、教育委員会はそれらの施設について、所属にとらわれずに専門的に助言等をする立場の職員ということで新たに技監を配置することになった。教育委員会における全ての施設に関する業務について必要に応じて専門的な見地から助言、指導する役割を担うことになる。

鈴木教育長 それでは、これより議案第2号の採決を行う。  
議案第2号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 異議がないので、議案第2号 浦安市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定については承認された。

次に、議案第3号 浦安市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とする。

事務局より説明を求める。

槇教育総務部長 本案は、浦安市教育委員会の組織及び事務分掌を改めるため、所要の改正を行うものである。

参考資料(議案第3号)、新旧対照表を御覧ください。

第7条の職制について、第3項中、副参事の次に「、技監」を加えるものである。

第9条の次長等の職責について、第2項中、副参事の次に「及び技監」を加えるものである。

別表第1の1 教育総務部の表中、学務課の事務分掌11、学校評議員を「学校地域連携運営協議会」に改めるものである。

次に、2 生涯学習部の表中、生涯学習課の事務分掌9から13を1ずつ繰り下げ、9として「地域学校協働活動推進員に関すること」を加えるものである。

次に、3 教育センターの表中、教育センターの事務分掌を5として「学びの多様化学校に関すること」を加えるものである。

なお、この改正は令和6年4月1日から施行するものである。

鈴木教育長 ただいま説明がなされた議案第3号について質疑を行う。皆様よろしいか。

令和6年度からコミュニティ・スクールを全部の学校に設置するので、地域学校協働、生涯学習部もそれに倣っての改正である。また、学びの多様化学校の設置に向けての準備という面も含め、今回の改正に至る。

それでは、これより議案第3号の採決を行う。

議案第3号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 異議がないので、議案第3号 浦安市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定については承認された。

次に、議案第4号 浦安市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題とする。

事務局より説明を求める。

榎教育総務部長 本案は、浦安市教育委員会事務決裁規程の決裁事項及び決裁区分を改めるため、所要の改正を行うものである。

参考資料(議案第4号)、新旧対照表を御覧ください。別表2、個別専決事項の(1)教育総務部に関する事項のうち、学務課の専決事項に学



校地域連携運営協議会に関することを加えるものである。

次に、(3) 教育センターに関する事項のうち、教育センターの専決事項に学びの多様化学校に関することを加えるものである。

次に、(5) 教育機関等に関する事項のうち、公民館の専決事項3から6を2つずつ繰り下げ、3 公民館の使用料の徴収、4 公民館の使用料の減免及び還付を加え、決裁区分を課長とするものである。

なお、この改正は令和6年4月1日から施行するものである。

鈴木教育長 ただいま説明がなされた議案第4号についての質疑を行う。よろしいか。

第3号の通常の決裁規程があり、公民館については、全館で徴収ができるようになった。

それでは、議案第4号の採決を行う。

議案第4号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 異議がないので、議案第4号 浦安市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定については承認された。

次に、議案第5号 浦安市いじめ対策調査委員会条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とする。

事務局より説明を求める。

榎教育総務部長 浦安市いじめ対策調査委員会条例について、臨時委員を置くことができるよう一部改正の議案を令和6年浦安市議会第1回定例会へ提出し、可決されたところである。

については、条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改正点は2点となる。

1点目は、委員の記載に臨時委員を追記することである。

2点目は、今回の条例の一部改正で、条例において整理した序文の一部を規則から削除したところである。

鈴木教育長　ただいま説明がなされた議案第5号について質疑を行う。  
前回審議いただいて、また、議会でも承認いただきましたので、それに伴う改正になる。臨時委員を置くということによろしいか。  
それでは、これより議案第5号の採決を行う。  
議案第5号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長　異議がないので、議案第5号 浦安市いじめ対策調査委員会条例施行規則の一部を改正する規則の制定については承認された。  
次に、議案第6号 浦安市いじめ防止基本方針の改定(案)についてを議題とする。  
事務局より説明を求める。

榎教育総務部長　本基本方針の改定(案)は、令和5年度教育委員会3月定例会で協議として提出し、教育委員の皆様から意見をいただいたところである。協議をした内容を踏まえて、一部修正した上で上程するものである。  
修正部分は1点となる。11ページの「2 学校及び学校の教職員の役割」における、(2) 具体的な取組、アについて、「多様性に配慮し、画一的な指導に走らない学校づくりを行う」の部分である。こちらは、生徒指導提要に、均質化のみに走らない学校づくりとして記載していたが、教職員が意識しやすいよう、画一的な指導に走らない学校づくりと訂正した。  
その他の部分については、記載内容の修正はないが、カウンセラーの活用や相談体制において児童生徒が様々な感情について理解したり、いじめを見た人がすぐに知らせたりできるよう取り組んでまいりたいと考

えている。

鈴木教育長 ただいま説明がなされた議案第6号について質疑を行う。

これも前回、皆様に細かく見ていただいて、今回、11ページの画一的な指導にというところを訂正ということである。

それでは、これより議案第6号の採決を行う。

議案第6号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 異議がないので、議案第6号 浦安市いじめ防止基本方針の改定(案)については承認された。

次に、議案第7号 「浦安市いじめ防止基本方針」の点検・評価(令和5年度)についてを議題とする。

事務局より説明を求める。

楨教育総務部長 本案件は、令和5年度教育委員会3月定例会において協議いただいた。内容の修正はないが、浦安市におきましてもいじめ問題は複雑化、多様化しているため、前回、委員の皆様からいただいた意見等も参考に今後でも取り組んでまいりたいと考えている。

令和5年度に実施してきた取組や児童生徒の実態を踏まえつつ、令和6年度の重点及び方向性について審議くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

鈴木教育長 ただいま説明がなされた議案第7号について質疑を行う。

これも3月議会で皆様に審議いただいたので、特にその後の改定はないということである。

それでは、これより議案第7号の採決を行う。

議案第7号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 異議がないので、議案第7号「浦安市いじめ防止基本方針」の点検・評価（令和5年度）については承認された。

次に、議案第9号「浦安市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。

事務局より説明を求める。

楨教育総務部長 本案は、特別支援学校に就学している市内在住の児童及び生徒における学校給食費に係る就学奨励費の支給対象者の要件等を改めるため、改正を行うものである。

参考資料（議案第9号）、新旧対照表を御覧ください。現行では、第2条、奨励費の対象者が小学部の第6学年の児童及び中学部の第3学年の生徒並びに第3子以降の児童及び生徒が対象の要件となっている。今回の改正では、これら要件を撤廃して全ての児童及び生徒を対象の要件としている。

次に、第8条にただし書を加え、浦安市立小中学校の特別支援学級等に在籍する児童及び生徒の学校給食費に係る奨励費の支給に当たっては、実質的な保護者の負担がないよう学校給食費に充当することを規定するものである。

鈴木教育長 ただいま説明がなされた議案第9号について質疑を行う。

令和6年度から給食費の無償化に伴う改正である。今までは6年生と中学3年生が対象だったが、全ての児童生徒が対象になるのでそれに伴う改正である。

これより議案第9号の採決を行う。

議案第9号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 異議がないので、議案第9号 浦安市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定については承認された。

次に、議案第10号 浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、議案第11号 浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和5年教育委員会規則第3号）の一部を改正する規則の制定について及び議案第12号 浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和5年教育委員会規則第13号）の一部を改正する規則の制定についての3件を議題とする。

これについては、浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則に係る一連の規則改正であるため、事務局より一括して説明を求める。

槇教育総務部長 議案第10号については、給食の食材購入費に充当する学校給食費について、消費税増税や物価上昇などの影響を受け、令和5年4月に改定し、さらに令和5年12月に令和6年4月からの金額について改定を行ったところである。

このたび、令和6年4月より子育て世帯の一層の負担軽減を図るため、市内小中学校に通う全児童生徒における学校給食費の無償化を実施することから、規則について所要の改正を行うものである。

議案第10号の参考資料、新旧対照表を御覧ください。第3条においては、これまで学校給食の実施及び学校給食費の納付について、承諾書として各児童生徒から提出を求めていたものを、学校給食申出書として様式を変更している。

第6条においては、第6条の2、第6条の3を追加し、学校給食や飲用牛乳の停止や再開について様式を新たに定めている。

第8条におきましては、これまで定めていた第3子以降の減免の部分

について削除し、今回の無償化における改正のほか、その他減免する場合の事項について定めている。

また、議案第11号より議案第12号については、附則において、今回の無償化に伴い保護者等に関する特例について併せて削除するものである。

この規則は令和6年4月1日から施行する。

鈴木教育長 ただいま説明がなされた議案第10号ないし議案第12号について質疑を行う。

学校給食は法で保護者も負担しなければならないという定めがあり、それを免除する改正となる。

これより議案第10号ないし議案第12号の採決を行う。

まず、議案第10号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 次に、議案第11号について、事務局の説明とおり、これを承認することとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 次に、議案第12号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 異議がないので、議案第10号ないし議案第12号について承認された。

次に、議案第13号 浦安市球技場等管理規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とする。

事務局より説明を求める。

町山生涯学習部長 本案は、少年サッカーの8人制導入に伴い、少年サッカー場利用における団体登録の最低登録人数を変更するため、所要の改正を行うものである。

参考資料（議案第13号）、新旧対照表を御覧ください。第3条第2項中、「サッカーにあつては」を「少年サッカー（小学生が行うサッカーをいう。以下同じ。）にあつては構成員8人以上、サッカー（少年サッカーを除く。）にあつては」に改め、同項に、「ただし、教育委員会が認めるときは、この限りでない」を加え、別記第1号様式及び第1号様式の2を次のように改めるものである。

また、附則において、施行日を令和6年4月1日とするものである。

鈴木教育長 ただいま説明がなされた議案第13号について質疑を行う。  
4月1日からということは、今はまだ11人か。

本川市民スポーツ課長 登録要件は11人となっている。

鈴木教育長 これより議案第13号の採決を行う。  
議案第13号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

鈴木教育長 異議がないので、議案第13号 浦安市球技場等管理規則の一部を改正する規則の制定については承認された。

次に、議案第14号 浦安市運動公園陸上競技場管理規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とする。

事務局より説明を求める。

町山生涯学習部長 本案は、少年サッカーの8人制導入に伴い、少年サッカー場利用における団体登録の最低登録人数を変更するため、所要の改正を行うもので

ある。

参考資料（議案第14号）、新旧対照表を御覧ください。第4条第2項中、「サッカーにあつては」を「少年サッカー（小学生が行うサッカーをいう。以下同じ。）にあつては構成員8人以上、サッカー（少年サッカーを除く。）にあつては」に改め、別記第1号様式及び第3号様式を次のように改めるものである。

また、附則において、施行日を令和6年4月1日とするものである。

鈴木教育長 ただいま説明がなされた議案第14号について質疑を行う。

これより議案第14号の採決を行う。

議案第14号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

鈴木教育長 異議がないので、議案第14号 浦安市運動公園陸上競技場管理規則の一部を改正する規則の制定については承認された。

次に、議事の第7. その他に移るが、本日はその他の上程はない。

これより浦安市教育委員会会議規則第20条ただし書の規定により、非公開と決定した案件について審議を行う。

案件は、議事の第1. 審議事項の議案第8号である。なお、浦安市教育委員会会議規則第22条の規定により、教育総務課長、指導課長以外の職員は退室してよい。

傍聴人の皆様、御退室いただくよう、願います。

議事の第3. 審議事項議案第8号については、教育委員会会議規則第20条ただし書きの規定により、非公開の取り扱いとする。
---

鈴木教育長 それでは、議案第8号 公文書不開示決定に係る審査請求に対する



裁決についてを議題とする。

事務局より説明を求める。

議案第8号について、榎教育総務部長より説明がなされた。

鈴木教育長　ただいま説明がなされた議案第8号について質疑を行う。

よろしいか。

それでは、議案第8号の採決を行う。

議案第8号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長　異議がないので、議案第8号 公文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決については承認された。

以上で、令和5年度浦安市教育委員会3月臨時会を閉会する。

閉　　会　　(午後3時48分)